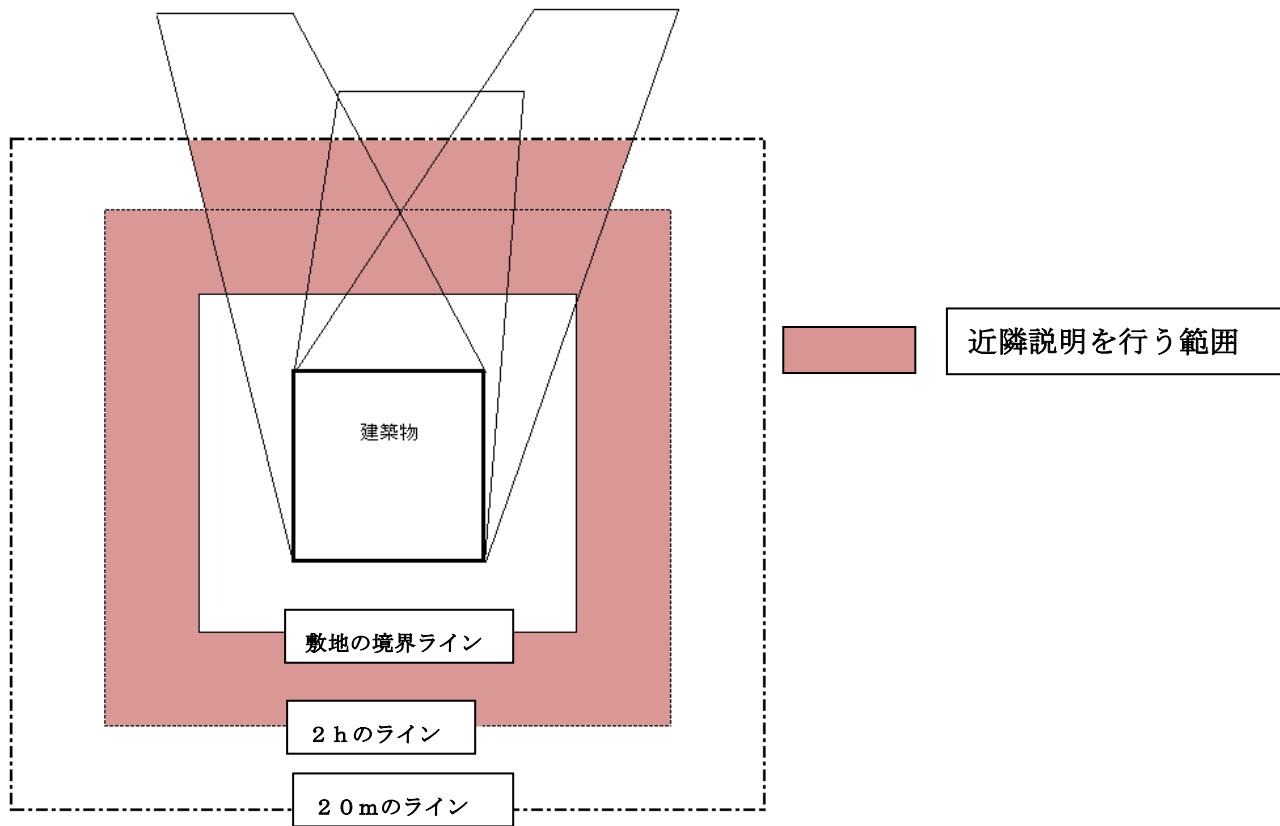


中高層建築物の場合の近隣説明の範囲（必ず公図上におとしてください。）

狭山市宅地等の開発に関する指導要綱

第2条（5）

ア 第一種低層住居専用地域、第二種低層専用地域内における軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物 の場合



イ 第一種低層住居専用地域、第二種低層専用地域及び工業専用地域以外の地域 の場合

